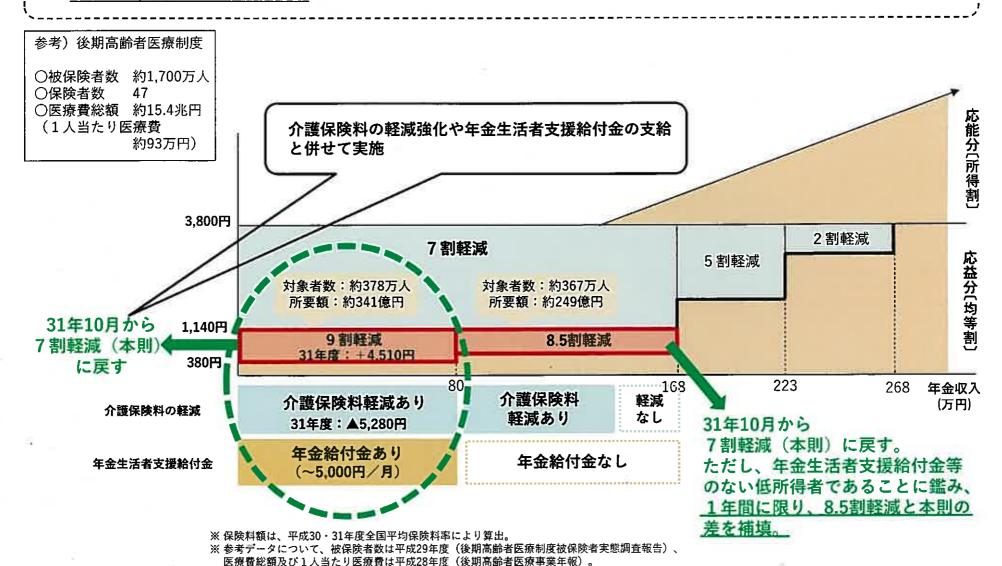
## 後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直しについて

## <均等割軽減見直しについてのこれまでの経緯>

「今後の社会保障改革の実施について」(平成28年12月22日 社会保障制度改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定)

(2) 均等割の軽減特例の見直しについては、<u>低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と</u> あわせて実施することとする。



## 保険料軽減特例の見直しと年間保険料の考え方

区分		平成31年度		平成32年度	
		~H31.9	H31.10~H32.3	H32.4~H32.9	H32.10~H33.3
現行の9割軽減の対象となる者	見直し内容 (予算上)	9 割軽減 (7割+国庫補助 <u>2割</u> )	7割軽減		
	年間保険料 (条例)	8割軽減 (7割+ <u>1割(2割の半年分)上乗せ</u> )		7割軽減	
現行の8.5割軽減 の対象となる者	見直し内容 (予算上)	8.5割軽減 (7割+国庫補助 <u>1.5割</u> )	8.5割軽減 (7割+国補填 <u>1.5割</u> ) 経過措置として1年間補填		7割軽減
	年間保険料(条例)	8 . 5 割軽減 (7割+ <u>1.5割上乗せ</u> )		7.75割軽減 (7割+ <u>0.75割(1.5割の半年分)上乗せ</u> )	